墨田区長浦保育園の指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田区長浦保育園(墨田区八広五丁目10番1-105号)

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

3 指定管理者とする団体

(1) 名称

社会福祉法人わかば会

(2) 所在地

群馬県太田市新道町52番地

(3) 代表者氏名

理事長 石川 美和子

(4) 沿革

昭和51年6月 法人設立

同年 しらかば保育園開設

(5) 同種事業の実績(自治体からの受託運営等)

ア 本区での実績

令和元年度~現在 墨田区長浦保育園指定管理者

イ 他自治体での実績

保育施設3園、学童保育2園を運営(足立区、群馬県太田市)

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集内容

ア 募集期間 令和4年7月8日から令和4年8月12日まで

イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載

ウ 申請者数 4者

(2) 選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た4者について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、選定団体は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超え、申請者の中で最高得点であったことから、墨田区長浦保育園の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1)管理運営の方針

墨田区長浦保育園の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の5つの運営方針を定めている。

- ①公費で運営していることを踏まえ、効率的、効果的な管理・運営に努める。
- ②施設設備について、職員による日々の点検及び清掃を行い、効率よく使う。
- ③子どもの主体性を尊重し、子どもが安心して過ごせる環境づくり行う。
- ④子どもの感性を豊かにし、集団の中で育ちあう関係性を大切にする。
- ⑤地域や関係機関と連携し、子育て支援に対応できる体制を整える。
- (2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 関係機関等との連携を図り、支援を要する児童の発達特性にあった支援を行う。
- (イ) 地域と連携し、子どもの安全を確保する取組を実施する。
- (ウ) ICTを活用した連絡システム(お知らせアプリなど)を導入して、緊急情報などを速やかに保護者へお知らせする環境を構築する。
- (エ) 姉妹園の取組を参考にして、乳児の口腔機能の発達を支える離乳食・移行食 を研究する。
- (オ)保護者を対象とした子育で相談(必要に応じて関係機関へつなげる)を実施する。また、地域の親等を対象とした「子育で相談室(仮称)」の開催を検討する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料(提案額):243,900,000円
- (イ)消耗品等の購入にあたっては、物品管理を適切に行い、必要性を精査し、少額の契約をする場合でも複数社から見積書を徴取するなど、職員のコスト意識を高め、適切に執行する。
- (ウ) 物品購入、小規模修繕、消防設備点検等の委託業務について、区内企業の活用を図る。
- (エ) 区内在住の高齢者等の雇用を促進する。
- (オ) 隣接する図書館、町会等、地域と連携した取組を行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 保育士数は園長を含め、26人配置する(うち常勤職員22人)。保育補助 (非常勤)を7人配置する。園長予定者の経験年数は35年である。
- (イ) 法人主催の宿泊研修や園内研修のほか、外部の研修(都、区、社会福祉協議会、園長会主催等)を積極的に利用し、スキルアップに努める。
- (ウ) 自主研修補助(常勤正規職員へ一人10,000円の補助)を行う。
- (エ) 通常避難訓練、引き取り訓練、津波、大雨を想定した高所避難訓練、消防署 の指導による消火通報訓練、AED訓練の実施、災害時の備品、食料等の備蓄 等を行う。

審査結果

11名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

114の交換が開闢し、その日間がにより番目を打った。	得点			
評価項目(配点)	社会福祉法人わかば会	В	С	D
1 利用者サービスの向上 (32 点×11 人=352 点)	241 点	202 点	207 点	173 点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (6 点×11 人=66 点)	45 点	41 点	40 点	32 点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (6 点×11 人=66 点)	43 点	37 点	40 点	32 点
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (8 点×11 人=88 点)	61 点	53 点	52 点	40 点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか (6 点×11 人=66 点)	48 点	35 点	35 点	35 点
(5) 在園児の保護者や地域の子育て家庭に対する支援に取り組んでいるか (6 点×11 人=66 点)	44 点	36 点	40 点	34 点
2 効率的・効果的な施設の運営 (30 点×11 人=330 点)	213 点	193 点	194 点	141 点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (6 点×11 人=66 点)	44 点	36 点	37 点	28 点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (6 点×11 人=66 点)	37 点	37 点	39 点	29 点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (6 点×11 人=66 点)	47 点	45 点	40 点	32 点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (6 点×11 人=66 点)	42 点	36 点	39 点	26 点
(5) 地域特性に合った保育の運営が期待できるか (6 点×11 人=66 点)	43 点	39 点	39 点	26 点
3 事業計画の遂行能力(38 点×11 人=418 点)	277 点	243 点	238 点	197 点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (6 点×11 人=66 点)	48 点	43 点	34 点	33 点
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (6 点×11 人=66 点)	43 点	40 点	41 点	34 点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに 向けた取組は十分か (8 点×11 人=88 点)	59 点	50 点	43 点	39 点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (6 点×11 人=66 点)	40 点	37 点	37 点	31 点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (6 点×11 人=66 点)	41 点	36 点	42 点	29 点
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無 (6 点×11 人=66 点)	46 点	37 点	41 点	31 点
合計(100 点×11 人=1100 点)	731 点	638 点	639 点	511 点

墨田区長浦保育園 指定管理者 申請者提案概要

	項目	社会福祉法人 わかば会	В	С	D
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用でき る環境が整えられているか	・保護者あての連絡等にICTを導入する。 ・関係機関等との連携を図り、支援を要する児童の 発達特性にあった支援を行う。	・ノーマライゼーションの考えを取り入れた保育の 展開 ・関係機関等との連携を図り、発達特性に応じた保 育を実施	・要配慮児、健常児に関わらず、見守りや援助が必要な子どもたちに対して、個性を考慮し、尊重しながら、集団の一員として成長していく援助を心がけ、必要に応じて加配も行う。	・ノーマライゼーションの考え方を尊重しながら、 障がいを持つ子どもと持たない子どもが平等に生活 することができるように体制を整えていく。
	(2) 施設の設置目的を達成するため の事業計画となっているか	・子どもが安心できる環境づくり(保育環境づくりの研究等)・地域と連携し、子どもの安全を確保する取組の実施	・保護者からの子育て相談に対する適切な対応(内容に応じて職員間で情報共有化。運営本部がフォローに入る体制構築)	・要求水準を十分理解し、募集要項に記載のある関係法令等を遵守し、適合した運営を行うように努める。 ・保育の実施については現行の長浦保育園の保育内容に準じた保育を計画等に基づき行っていく。	・サービスの向上を目的として、法人ノウハウを活用してよりよいものに繋げていく。
		・必要に応じて年末保育を行う。 ・一時保育についても、子育て家庭からの要望があれば実施を検討する。 ・保護者あてに電子媒体を活用した連絡システム (お知らせアプリなど)を導入して、緊急時などの 情報が速やかに届くようにする。 ・姉妹園の取組を参考にして、乳児の口腔機能の発達を支える離乳食・移行食を研究する。	・一時保育を行う。 ・法人オリジナルドリルによる教育プログラムを実施する。 ・世界の絵本を導入し、文化や価値観の違いに触れ、多様性を学ぶ機会を増やす。30か国を超える国と地域から絵本が定期的に届く絵本の定額サービスを導入する。	・保護者支援として、「保育所保育指針」と「子どもが育つ魔法の言葉」を入園時にプレゼントしている。 ・法人独自で特注した特別な棚を使用している。 ・週2回、3~5歳児を対象に英語に触れ合う時間を設ける。	・保護者向け給食の提供 ・離乳食教室 ・保護者向け試食会
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くた めの手段と業務改善の取組があるか	・利用者アンケートの実施(半期ごと) ・定期的な保護者会、懇談会の開催 ・アンケート等に対する対応結果の周知 ・第三者評価の受審及び改善結果の周知 ・苦情解決第三者委員会の存在の周知	・利用者アンケートの実施(年1回) ・第三者評価の受審 ・相談・ご意見については改善につなげ、改善状況 は内部監査を通じて有効性確認を行う。	・定期的な保護者会、懇談会の開催 ・利用者アンケートの実施(年1回)	・定期的な保護者会、懇談会の開催・第三者評価の受審
	(5) 在園児の保護者や地域の子育て 家庭に対する支援に取り組んでいるか	・保護者を対象とした子育て相談(必要に応じて関係機関へつなげる) ・保護者や地域の親を対象とした「子育て相談室 (仮称)」の開催検討	・保護者を対象とした子育で相談 ・園庭解放、保育相談、手作りおもちゃの制作、ミニ動物園の実施等、地域の子育で家庭に関する支援	・在宅で子育てしている保護者と子どもたちを対象 とした事業の検討 ・高齢者とのふれあいやボランティアも受け入れ、 地域との交流を深める事業を行う。	・育児相談や家庭の問題など、いつでも耳を傾けられるように、日々の関わりからの会話を大切にする。
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管	・公費で運営していることを踏まえ、効率的、効果 的な管理・運営に努める。 ・職員による日々の点検及び清掃を行い、施設設備 を効率よく使う。 ・地域や関係機関と連携し、子育て支援に対応でき る体制を整える。	・施設の維持管理に関する定期的な点検 ・安全配慮チェックシートを用いた備品、遊具の安 全確認の実施	・施設及び設備の日常清掃と点検、定期的な全体清掃と定期点検を実施・建築物の点検及び保守を計画・実施・点検・見直しというPDCAサイクルを継続する。	・サービス向上を目的として、法人ノウハウを活用
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	・消耗品等の購入にあたって、物品管理を適切に行い、必要性を精査し、見積書を徴取するなど、職員のコスト意識を高め、適切に執行する。 ・少額の契約をする場合でも、複数社から見積を徴取する。 ・職員の協力体制、姉妹園との連携を促進し、人的パワーの効率化を図る。	・備品の購入や修繕等がある場合は数社から見積りを取る。 ・職員全員がコスト意識を持ち、こまめな節電、節約を実施する。 ・消耗品や備品は在庫管理を行い、無駄が無い管理をする。	償ボランティア等の地域の方々に声をかけ、一緒に 取り組むことで職員の負担軽減に繋げる。	も、保育士に対するキャリアパスを提示し、多様な
	(3) 提案額は、事業計画を実現する ための適正な額となっているか	指定管理料(提案額)243,900,000円	指定管理料(提案額)233,990,445円	指定管理料(提案額)247,761,000円	指定管理料(提案額)251,700,000円
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を 図る取組があるか	・物品購入、小規模修繕、消防設備点検等の委託業務について、区内業者を選定候補者に入れるなど、 区内企業の活用を図る。 ・区内在住の高齢者等の雇用を促進する。	・職員採用は、区民の方を優先的に採用する。 ・備品の購入や修繕等はできるだけ区内業者に依頼 する。	・墨田区区内循環バスの車内広告、区報への広告掲載、区HPのバナー広告等を活用し、墨田区民の雇用促進を図る。 ・物品購入・契約等に当たっても区内業者の活用に努める。	開放することで、信頼を得ることができると考え
	(5) 地域特性に合った保育の運営が 期待できるか	・園内のプランターを利用して、食育の一環として 寺島ナスの栽培に取り組む。 ・園行事に地域特性を取り入れる(「えんにちごっ こ」など)。 ・隣接する図書館、町会等、地域と連携した取組を 図る。	・ 団地を中心とした地域交流計画を東走し、毎月地域との交流を図る。	・保護者にも地域の方にも協力いただきながら、地域に根ざした保育園を築いていく。 ・地域の方と交流を積極的に行い、可能なら町会にも参加する。 ・世代間交流・異年齢児交流を図る。	・共同計画した行事の実施・年間を通じて関わりが持てる企画の提案

墨田区長浦保育園 指定管理者 申請者提案概要

	項目 社会福祉法人 わかば会 B		C	D	
3 事業計画の遂行能力	(1)経営状況及び財政基盤は安定し ているか	和2年度:733,097千円 ・サービス活動増減差額 令和3年度:25,253千 円、令和2年度:44,412千円	・営業利益 令和3年度:54,248千円、令和2年度:101,359千円 ・経常利益 令和3年度:44,976千円、令和2年度:92,321千円 ・流動比率 令和3年度:119.7%、令和2年度:137.7% ・固定長期適合率 令和3年度:93.2%、令和2年度:87.5%	・売上 令和3年度:4,676,582千円、令和2年度: 4,596,608千円 ・営業利益 令和3年度:121,480千円、令和2年度:17,684千円 ・経常利益 令和3年度:166,003千円、令和2年度:52,733千円 ・流動比率 令和3年度:163.9%、令和2年度: 116.0% ・固定長期適合率 令和3年度:94.8%、令和2年度 96.7:% ・自己資本比率 令和3年度:48.2%、令和2年度:	・売上 令和3年度:1,647,887千円 令和2年度: 1,645,062千円 ・営業利益 令和3年度:-74,975千円、令和2年度:-5,324千円 ・経常利益 令和3年度:-73,533千円、令和2年度:21千円 ・流動比率 令和3年度:200.8%、令和2年度:805.0% ・固定長期適合率 令和3年度:86.4%、令和2年度:80.4% ・自己資本比率 令和3年度:85.0%、令和2年度:93.7%
	(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	・保育士数は園長を含め、26人配置する(うち常 勤職員22人)。 (要求水準:24人以上(うち常勤職員20人以上)) ・保育補助(非常勤)を7人配置する。 ・看護師(常勤)を1人配置する。 ・事務員(常勤)を1人配置する。 ・用務員(常勤1、非常勤1)を2人配置する。 計 37人	(要求水準:24人以上(うち常勤職員20人以 上)) ・看護師(常勤)を1人配置する。	・保育士数は園長を含め、32人配置する(うち常 勤職員28人)。 (要求水準:24人以上(うち常勤職員20人以上)) ・看護師(常勤)を1人配置する。 ・事務員(常勤)を1人配置する。 計 34人	・保育士数は園長を含め、27人配置する(うち常 勤職員23人)。 (要求水準:24人以上(うち常勤職員20人以上)) ・看護師(常勤)を1人配置する。 ・事務員(非常勤)を1人配置する。 ・その他(非常勤)を13人配置する。 ・その他(非常勤)を13人配置する。
	(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	・園長予定者の経験年数は35年である。 ・副園長予定者の経験年数は18年である。 ・法人主催の宿泊研修や園内研修のほか、外部の研修(都、区、社会福祉協議会、園長会主催等)を積極的に利用し、スキルアップに努める。 ・自主研修(常勤正規職員へ一人10,000円の補助)	・園長予定者の経験年数は20年である。 ・副園長予定者の経験年数は12年以上。 ・40講座以上の社内研修を設け、勤務時間内に受 講できるようにしている。その他、オンライン研修 も取り入れていて、100講座以上の研修が受講で きる体制を整えている。	都、県、市区町村実施の研修、全国保育協議会、社	・園長予定者の経験年数は19年である。 ・副園長予定者の経験年数は不明(職員配置未定) ・職員の主体性を尊重し、希望する研修や必要と思 われる研修に積極的に参加させる。東京都キャリア アップ研修を積極的に受講させる。
	(4) 個人情報保護の徹底及び積極的 な情報公開を行う計画となっているか	管理する。情報の更新や閲覧は、園長の承認のもと	・墨田区個人情報保護条例、自社の規程を理解した うえで、入社時に秘密保持誓約書の提出をしてもらい、年1回個人情報保護のための教育を実施してい る。 (情報公開) ・墨田区情報公開条例に準拠し、自社で定める手続	移動媒体は園内での理事長の許可を得たもの以外は 使用禁止する。 (情報公開) ・個人情報を除くすべての情報は原則公開する。決	・個人情報保護規程に則り対応 (情報公開) ・情報公開は、保育施設等が運営に対する緊張感を 増加させることに伴って運営改善に関する意識が向 上し、安全対策の徹底・推進につながる可能性があ
	(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	(災害対策) ・通常避難訓練、引き取り訓練、津波、大雨を想定した高所避難訓練、消防署の指導による消火通報訓練、AED訓練の実施、災害時の備品・食料等の備蓄 (防犯・不審者対策) ・不審者訓練(警察署との連携) ・防犯カメラの設置(虐待への対応) ・児童虐待防止法に基づく対応(その他) ・BCPの策定(苦情処理体制) ・規定に従い、苦情受付者、解決責任者、第三者委員を選定し、保護者に伝える。意見箱を設置する。		(防犯対策) ・防犯カメラの設置 ・不審者対策 ・各部屋にPHS電話機を配置し、いつでも相互に連絡できる体制を整える。 (消防、防災) ・消防計画の策定と初期消火訓練の実施 ・地震、火事などを想定した訓練の実施 ・地震、火事などを想定した訓練の実施 ・食料や水分を3日分備蓄する。 (その他) ・BCPの策定 (苦情処理体制) ・苦情、要望受付の窓口、第三者委員の設置 ・意見箱の設置	(災害対策) ・墨田区版の危機管理マニュアルを作成し運用する。 ・地域の防災拠点の役割を果たす。 (苦情処理体制) ・苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し苦情解決に努める。
	(6) 同種事業に関する本区での実績 の有無、他の自治体での実績の有無	《墨田区》 ・令和元年度~ 墨田区長浦保育園指定管理者 《他自治体》 ・保育施設3園	≪墨田区≫ なし ≪他自治体≫ ・認可保育所31園	≪墨田区≫ なし ≪他自治体≫ ・認可保育所 2 1 園	《墨田区》 なし 《他自治体》 ・認可保育所2園